

集中改革プランとは

総務省は、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受けて、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下、「新地方行政指針」)を策定しました。

この「新地方行政指針」では、全ての地方公共団体に対して、「事務事業の見直し」、「民間委託の推進(指定管理者制度の活用を含む)」、「定員管理の適正化と給与の適正化」などの具体的な行政改革の取り組みを明示した「集中改革プラン」の策定及び公表を求めています。

これまでの行政改革の取り組み

本町では、昭和61年2月に「石川町行政改革大綱」を策定し、内外における社会情勢の変化に迅速に対応した効率的な行政を展開するため、行政改革に取り組んできました。

平成8年1月には、石川町行政改革懇談会を設置し行政改革に関する提言を受け、行財政の見直しを更に推進するため、同年10月に「石川町第2次行政改革大綱」を策定し、その後、平成11年度において国による「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進の指針」が示されたことから、数値目標等を加え、平成12年1月に大綱の見直しを図り、社会経済の変化に対応できる町政の確立や簡素で効率的な行財政システムの実現に向けた行政改革の取り組みを実施し、その成果を上げてきたところです。

しかし、財政を取り巻く環境はますます厳しさを増す一方で、地方分権等により義務的経費、経常的経費が増大している状況下において、様々な行政課題に対応した施策を展開していくためには、思い切った発想の転換による行財政構造の抜本的な改革を更に行うことが必要となり、平成16年3月に「石川町第3次行政改革大綱」並びに具体的な改革内容を明らかにするための「石川町第3次行政改革実施計画」を策定し、関係各課が協力体制を取りながら改革に取り組んでまいりました。

さらに、平成16年11月には、「石川町第3次行政改革大綱」に基づき、歳出削減や歳入確保に向けた取り組みを掲げるとともに、具体的な歳出削減(歳入確保)目標額を設定した「石川町行財政改革プログラム」を策定し、行財政全般の改革を実施することにより収支均衡型の財政構造への転換を図る取り組みを推進しているところです。